

2019年2月14日付け  
「原子力防災訓練に関する質問の追加提出について」  
への回答について

【2月2日の原子力防災訓練(内閣府とのTV会議)についての要望と質問】

項目(1)

内閣府とTV会議ができなかったことに関連して、情報伝達の各部署での非常用電源設備の有無を確認してください。

(答)

1月31日付け要求書の「項目(1)」でも同様の回答をしました通り、原子力災害時に災害対策本部が設置され、TV会議を行う県や、玄海町・唐津市・伊万里市の防災関係執務室やオフサイトセンターなどには非常用電源設備が整備されており、停電時にはそれを稼働させることにより、電気が供給されるようになっています。

また、万が一、長期に渡って停電が続くようなことがあっても、燃料(軽油やA重油等)を調達することで、継続した発電を行うことが可能です。

項目(2)

国からの連絡が途絶えた場合の対応手順はどのように作成されていますか。

(答)

TV会議システムに限らず、通信設備においては国と県、関係市町を繋ぐネットワーク回線をNTT回線以外にも専用線等、複数用意しており、いずれかの回線が使えなくても、他回線で代替えできる様、体制を整えています。

- また、災害の進展状況に応じてオフサイトセンターに原子力災害担当の副大臣(もしくは政務官)を本部長とする国の現地災害対策本部が立ち上がることになっていることから、仮に国(東京)との連絡が途絶えた場合においても、オフサイトセンターで国が状況判断を行うこととなります。

## 【質問の補充】

### 項目（ア）

訓練がわずか半日になった理由

（答）

実動訓練に関しては、原子力災害時の避難行動を自分のものとしていただくためにも、できる限り多くの方に参加していただけるよう、時間帯や日程（土曜や休日での開催）を設定しています。

- 住民の方々に参加いただく部分は、「避難指示が発令されてから避難所に避難するところまで」であり、実際の避難に係る時間として半日程度と設定しています。
- 実際の災害時は、できるだけ短時間で迅速に確実に避難完了することが望ましく、そういう意味での訓練にもつながると考えています。
- また、今年度は2月2日に実動訓練を行いました。2月7日には佐賀県オフサイトセンターにて終日、防災関係者を集めて図上訓練を実施しており、原子力災害が起きた際にオフサイトセンターにおいてどのように対処するか、連絡系統や対応手順の確認等を行ったところです。

### 項目（イ）

携帯電話基地局、防災ラジオの非常用電源の有無と利用可能時間

（答）

携帯基地局や防災ラジオについては、それぞれ仕様・設備等が異なることから、一概に非常用電源の有無や利用可能時間等をお答えすることはできませんが、参考まで、一般的な防災行政無線戸別受信機は、コンセントと乾電池の両方の電源供給機能を有しており、電池が切れていると、音声や警告音で知らせたり、乾電池の赤色ランプが点滅したりします。

なお、県の防災行政無線の基地局は、非常用電源設備が整備されており、停電時にはそれを稼働させることにより、電気が供給されるようになっています。

また、万が一、長期に渡って停電が続くようなことがあっても、燃料（軽油等）を調達することで、継続した発電を行うことが可能です。

項目（ウ）

SPEEDIの使用を国は禁止していないし拡散予測に必要なので、利用の再検討の有無とその理由。

（答）

1月31日付け要求書の「項目（2）」でも回答しました通り、国は、原子力災害発生時において、

- ・ いつ、どのような放射性物質がどの程度放出されるかあらかじめ正確に予測することは不可能であること
- ・ 気象予測にも不確実性が含まれること
- ・ SPEEDI等の予測的手法の結果に基づき避難を行った場合、その予測と異なる方向に放出があれば、かえって放射線被ばくの影響が増大すること

などから、緊急時の避難等の判断にSPEEDI等の予測的手法は活用しないこととしています。

県としては、原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするための専門的・技術的事項を定めた国の原子力災害対策指針に基づいて、避難を実施する必要があると考えているとこ

項目（エ）

ヘリテレ伝送システムの台数とその所属、事故時に他用務との併用の有無。

（答）

ヘリテレ伝送システムは警察や自衛隊等のヘリが撮影した映像データを送受信し、ほぼリアルタイムに、災害対応を行う執務室等に表示させることができる一連のネットワークシステムです。

- このシステムは国やオフサイトセンター、県等に繋がっており、複数の場所で複数のヘリが道路状況や被災状況の映像を撮影している場合も、チャンネル等を変えることで、複数の映像を送受信することが可能です。
- 災害時には、災害対策本部からこのシステムを使用することを前提に、情報収集のためのヘリの出勤を運航可能な関係各所(自衛隊、警察等)に要請し、状況や必要に応じて協力を得ることになっています。

項目（オ）

放射性物質放出後の防護措置を判断するための基準O I L 1の500マイクロシーベルト/時、O I L 2の20マイクロシーベルト/時は高すぎるので、見直しの有無あるいは県独自の判断基準設定検討の有無とその理由。

（答）

国の原子力災害対策指針は、福島第一原子力発電所事故における教訓や国際基準を踏まえた上で、住民への放射線の影響を最小限に抑えるための考え方として定められたものです。

県の地域防災計画では、この国の原子力災害対策指針を踏まえ、P A Z（5 km圏）においては、放射性物質の放出前に予防的に避難を実施し、U P Z（5～30 km圏）においては、「全面緊急事態」となった場合には原則屋内退避としたうえ、空間線量率が毎時20マイクロシーベルトを超える地域では1週間程度内、毎時500マイクロシーベルトを超える地域では1日以内に避難することとしており、県独自の判断基準設定は行っておらず、その検討もしていません。

参考まで、国際基準と比較した場合、上記の毎時20マイクロシーベルトに対して国際原子力機関（I A E A）の基準は毎時100マイクロシーベルト、毎時500マイクロシーベルトに対してI A E Aの基準は毎時1000マイクロシーベルトとなっています。

万が一、原子力災害が発生した場合には、この避難方法により、地域住民の皆さんへの被ばくの影響をできる限り低減しながら避難していただくこととしています。

項目（カ）

県は30キロ圏外市町の訓練参加をどのように要請していますか。30キロ圏外の市町の住民への情報伝達訓練はどこまで行われると把握していますか。30キロ圏内外で原子力災害対策本部を立ち上げる訓練をした市町がありますか。市町で避難誘導等を担当する人たちへの原子力防災に関する研修は行われていますか。また、防護服等は準備されていますか。

（答）

県では、原子力災害対策指針等に基づき、玄海原発からおおむね30km圏内の玄海町、唐津市及び伊万里市の全域を原子力災害対策重点区域(PAZ及びUPZ)とし、避難計画を策定することと定め、この3市町の関係機関の職員や住民等を中心に訓練を実施しています。

具体的には、PAZ及びUPZに所在する玄海町、唐津市及び伊万里市では、30km圏内の全住民を30km圏外の17市町で受入れることができるように避難計画を策定しており、毎年、訓練時には17市町のうちの数市町が、3市町からの避難者を受け入れる避難所設置訓練等を実施されているところです。

なお、災害時にはUPZ外の地域においても、国の指針を踏まえ、緊急時モニタリングにより空間線量を測定し、一定の放射線量が確認されれば、UPZと同様に避難等の防護措置を実施することになりますが、福島の事例からも放射線量の基準を超えて避難が必要な地域は一定の方向に限られると考えられ、計画上避難先とされていても使用しない施設を避難先として活用していくこととしています。

さらに、UPZ外で避難が必要となった場合には、十分な時間的余裕(空間線量が毎時20マイクロシーベルトを超えた地域は1週間程度以内に避難)があると考えており、その間に、PAZやUPZとの避難先の調整など、事態に応じたオペレーションを検討し、実施することとしています。

このようなことから、平時から様々なオペレーションを考えておくことは大切なことですが、事態に応じた対策をとるUPZ外の地域について、あらかじめ避難計画を策定しておくことや、それを踏まえた訓練を実施することについては慎重な検討が必要と考えています。

- 研修については毎年、市町の職員等を対象とした初任者向けの基礎的知識を学ぶ研修や災害対策要員向けの専門的な研修、バス事業者を対象とした研修などを国や県が主催・実施しており、今年度は8回の研修会が開催されたところです。

今年度開催された8回の研修会には、県職員78名、市町職員16名の合計94名のほかにもバス事業者の方など、多くの方々に参加していただき、今後もより多くの職員に参加していただくことが必要と考えているところです。

- また、災害対応要員向けの防護服等の資機材は、玄海町、唐津市、伊万里市の3市町内の複数箇所に配備しており、いざというときにはそれらを使用することになっています。

項目（キ）

屋内退避で被ばくする可能性があることを、明確に県民に知らせる必要性があると思いますか。30キロ圏外を含む詳細なモニタリングは実際にはどのように行われますか。ホットスポット等の測定は可能ですか。（マニュアル等があればご提示ください。）

（答）

県としては地域住民の方々が安全かつ、よりスムーズに短時間で移動し、避難していただくためには、

- ・ 原子力発電所に近接しているP A Z (5 k m圏)にお住まいの方が予防的に避難する
- ・ U P Z (5 ~ 30 k m圏)にお住まいの方は、まず放射線防護措置として屋内退避をしていただき、放射線量の測定結果を踏まえ、避難が必要な地域を特定して、その地域の方のみ避難する

という避難の方法が、地域住民の方々全体の被ばくりスクを最も少なくすることにつながる、ということをご理解いただき、協力していただきたいと考えています。

現在の原子力災害対策の考え方は、福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた考え方であることから、原子力災害時の避難行動の在り方を住民の方々にはしっかり理解していただけるよう、今後も周知を行ってまいりたいと考えているところです。

いずれにしても、避難計画の周知の取り組みが重要であり、継続して行うことが必要と認識しており、今後とも、市町と連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。

- モニタリングについては、警戒事態に至った時点で、固定観測局による監視の強化（30 k m圏内58地点）、可搬型モニタリングポストの設置起動（30 k m圏外の各市町に19台を配備済み）等、平常時のモニタリングを強化し、緊急時モニタリングへの準備を開始します。

施設敷地緊急事態に至った際には、国が緊急時モニタリングセンターを設置し、県は、緊急時モニタリングセンターの一員として、国の策定する緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを開始します。

事故の状況やモニタリング結果を踏まえ、緊急時モニタリング実施計画は適宜改訂され、必要に応じ、30 k m圏外を含めたモニタリングカーによる走行サーベイやサーベイメータによる測定等を実施する中で、高い空間放射線量率の区域を特定します。

項目（ク）

車両の水洗での除染は、スクリーニング場所 1 か所当たり、1 時間に何台できますか。自衛隊は何か所で、また全部で最大何台の車両を水洗で除染できる計画ですか。 スクリーニング場所は現在 1 2 か所とされている。

（答）

車両除染等を含めた避難退域時検査を行う場所としては、現在、県内 1 2 か所を指定しています。

避難退域時検査での簡易除染については、原則拭取りによる除染を行うこととされており、流水による除染は給水・排水回収の設備が整った場合に限定されていることから、水洗除染を前提とした避難退域時検査実施の計画はありません。

このような中、訓練で実施した車両の水洗除染訓練は、水の給排水の管理も行える自衛隊の協力が得られたとの想定のもとに行っており、実施に当たっては、住民の検査や簡易除染の個所と距離を設けるように場所を設定したり、車両の両側には水しぶきの飛散防止のための幕を張ったりと工夫に努めているところです。

なお、拭取り等を行った汚染物については、他の廃棄物と分別して保管し、原子力発電事業者に引き渡した後、適切に保管及び処理されます。また、水洗除染を行った場合でも、その排水はドラム缶等で分別して保管し、原子力発電事業者に引き渡した後、適切に保管及び処理されます。

車両の水洗除染時間については、車両ごとに汚染のレベルや範囲等が異なることから、一概に 1 時間に何台除染ができるかをお答えすることはできません。

いずれにしても、避難や一時移転の迅速性を損なうことがないよう、訓練等を通じて検査や除染の技能向上を図っていくことが重要と考えており、関係機関との連携を図りながら、しっかりと対応に取り組んでいるところです。